

日 本 銀 行
2011年12月13日

補完貸付制度における貸付先の承認手続きについて

本日、日本銀行では、補完貸付制度における貸付先の承認基準を変更しました。変更後の承認基準は別紙をご参照ください。また、これに伴い、申込みの際の提出書類のうち、「補完貸付制度の貸付先承認にかかる自己資本比率等報告」（書式）を変更しましたので、本日以降は、変更後の書式をご利用ください。

以 上

(本件に関する問い合わせ先)

(承認基準の変更について)

金融機構局 総務課 信用政策企画グループ

中村 03-3277-1338

竹村 03-3277-1486

(申込み手続きについて)

金融機構局 金融モニタリング課 大手金融グループ

戸田 03-3277-1292

松田 03-3277-2034

補完貸付制度における貸付先の承認基準

下記の(1)から(4)までを満たしていること。

- (1) 金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）または短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）であること。
- (2) 希望先が貸付希望店の相対型電子貸付取引先であること。
- (3) 申出の直前決算期末（中間決算期末を含む。但し、申出直前の決算期末の自己資本比率等が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たしていること、または、申出の直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率等が次に掲げる条件を満たすようになったと確認できること。
 - (a) 金融機関にあつては、国際統一基準適用先（外国銀行を含む。）については連結および単体自己資本比率8%以上、国内基準適用先については同4%以上（同）、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。
 - (b) 金融機関の親会社が銀行持株会社である場合は、(a)に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、第一基準適用先については8%以上、第二基準適用先については4%以上であること。
 - (c) 金融商品取引業者にあつては、金融商品取引法第46条の6第1項に基づき算定する自己資本規制比率（外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」という。）の場合には、同項および同法第49条の2第3項に基づき算定する自己資本規制比率とする。）が200%以上（但し、外国金融商品取引業者で、当該外国金融商品取引業者を実質的に支配している会社の保証がある場合には、150%以上とする。）であること。
 - (d) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者（金融商品取引法第57条の2第2項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）である場合は、(c)に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうか

を判断するための基準を定める件」(平成 22 年金融庁告示第 128 号)に基づき算定された連結自己資本規制比率が 200%以上であること。

- (e) 金融商品取引業者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社(金融商品取引法第 57 条の 12 に規定する親会社をいう。以下同じ。)である場合は、(c) および (d) に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成 22 年金融庁告示第 130 号。以下「川上連結告示」という。)第 2 条および第 3 条に基づき算定された連結自己資本規制比率が 8%以上であること、かつ流動性リスク管理が適切と認められること。
 - (f) 川上連結告示第 4 条に基づき算定された連結自己資本規制比率が 200%以上であるときは、(e) の要件を満たすものとみなす。
 - (g) 証券金融会社および短資業者にあつては、自己資本比率が 200%以上(金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出する。)であること。
- (4) 申出直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率が実質的に上記 (3) に定める自己資本比率を下回るとみられるまたは別表に掲げる事項の検証結果等を踏まえて流動性リスク管理が適切でないとみられる等信用力が十分でないと認められる特段の事情がないこと。

補完貸付制度の貸付先承認にかかる自己資本比率等報告

当(注1)は日本銀行が行う補完貸付制度の貸付先承認のために、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

1. 区分(該当区分を○で囲む)

- (1)国際統一基準適用先<外国銀行を含む。>、(2)国内基準適用先、
(3)金融商品取引業者(本邦法人)、(4)金融商品取引業者(外国法人)、
(5)証券金融会社、(6)短資業者、(7)その他

2. 自己資本比率(注2)

○ 1.において(1)または(2)の先

(単位:百万円、%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	銀行持株会社 (年 月末時点)
基本的項目 (A)			
うち、その他有価証券の評価差損(△)			
補完的項目 (B)			
うち、その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額			
うち、期限付劣後債務および期限付優先株			
準補完的項目 (C)			
控除項目 (D)			
自己資本総額 (E)=(A)+(B)+(C)-(D)			
リスクアセット (F)			
自己資本比率 (E)/(F)			

○ 1.において(3)または(4)の先

(単位:%)

	単 体 (年 月末時点)	川下連結 (年 月末時点)	川上連結 (年 月末時点)
自己資本規制比率			

○ 1.において(5)または(6)の先

(単位:%)

	単 体 (年 月末時点)
自己資本比率	

○ 1.において (7)の先 (注3)

--

3. その他報告事項 (注4)

--

年 月 日

(金融機関等名) (注5)

(役職名、代表者名)

(注6)

印 (注7)

日本銀行金融機構局長 (注8) 殿

(注1) 当行、当社、当金庫等を記入して下さい。

(注2) ・該当する項目のみ記載して下さい。

- ・算出時点は申出直前の決算期末（中間決算期末を含みます。ただし、申出の直前の決算期末の自己資本比率が申し出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末として下さい。）。
- ・自己資本比率は小数点以下第3位を切り捨てして下さい。その他金額については小数点以下を切り捨てして下さい。
- ・表中「期限付劣後債務および期限付優先株」とは、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）第6条第1項第5号および第6号ならびに第18条第1項第5号および第6号、または、各先が適用を受けるこれに準じる告示に掲げるものを指します。
- ・表中「その他有価証券の評価差損（△）」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り、税効果調整後の金額を記入して下さい。ただし、平成20年金融庁告示第79号、平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第6号、平成20年金融庁・厚生労働省告示第7号または

平成 20 年金融庁・農林水産省告示第 22 号に基づく特例（以下「特例」といいます。）を採用している場合は、特例を採用した金額を記入してください。なお、特例を採用しない場合の金額は次の欄にご記入ください。

（単位：百万円）

単 体	連 結	銀行持株会社

- ・表中「その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の 45%相当額」欄は、算出した金額が正の値である場合に限り記入して下さい。ただし、特例を採用している場合は、特例を採用した金額を記入して下さい。なお、特例を採用しない場合の金額は次の欄にご記入ください。

（単位：百万円）

単 体	連 結	銀行持株会社

- ・「川下連結」は、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 128 号）に基づき算出される連結自己資本規制比率をいいます。また、「川上連結」は、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成 22 年金融庁告示第 130 号）に基づき算出される連結自己資本規制比率をいいます。

（注 3）該当する場合には、別途ご相談下さい。

（注 4）・自己資本比率算出時点以降申込書提出締切日までの間に、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継、他の法人への会社分割による事業の一部承継または増減資（以下この項で「合併または増減資等」といいます。）があった場合（該当する先は、その旨を明記して下さい。）には、（注 2）の時点の自己資本比率とともに、当該合併または増減資等を反映した実績値を報告して下さい。但し、実績値がない場合には、申込書提出日に直近の時点の見込み値または監督官庁に合併等を反映した見込み値を提出済であるときはその数値を報告して下さい。

- ・また、申込書提出締切日時点において、合併又は増減資などの計画を公表している場合は、その旨を記載して下さい。
- ・実績値または見込み値の報告に当っては、必ず算出時点を明示し、併せて算出の根拠となる計数等を提出して下さい。また、監督官庁に提出済の見込み値を報告する場合には、提出を証する書面（書式適宜）を提出して下さい。

（注 5）外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、日本銀行との当座預金取引において業務局（支店業務課）に届出済の和文呼称を使用して下さい。

（注 6）頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

（注 7）金融機関名、役職名、代表者名、印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局（支店業務課）に届出済の代表者の印鑑票、署名鑑と同じものを使用して下さい。

（注 8）本店宛ての場合は金融機構局長宛て、支店宛ての場合は当該支店長宛てとして下さい。